

令和5年第 6回
総 会
6月

白井市農業委員会会議録

令和5年6月8日 開会

令和5年6月8日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和5年6月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第2号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

7月の事前審査会、総会の日程について

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ・申請受付締め切り | 6月22日木曜日 |
| ・事前審査会（案） | 6月29日木曜日 |
| 第2班 | 午前9時から 本庁舎2階災害対策室1 |
| ・総 会（案） | 7月 6日木曜日 |
| | 午後4時00分から 東庁舎1階会議室101 |

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、令和5年6月定例総会に出席いただきまして、大変御苦勞さまでございます。

毎年、日本各地、大雨等による被害が出ておりますが、今月の2日から3日にかけての台風2号による大雨で、関東地方でも被害がありました。

そして、また、台風3号が発生したということで、こちらのほうに進路がどう行くか、分かりませんが、被害が出ないことを願うところでございます。

委員の皆様方には、これから農作業、委員活動等頑張ってくださいと思います。それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和5年6月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、1番、伊藤 治委員、2番、岩井聡明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、今井です。

資料の1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和5年6月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字北口の2筆です。

地目及び現況は畑です。

地積は2筆合計で1,647平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者は記載のとおりでございます。

申請事由は所有権移転（資材置場）。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

山崎雅巳委員をお願いします。

山崎雅巳委員 1班班長、山崎です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北西へ約1.7キロメートル、進入路は確保されております。

農地区分としては、第2種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、作業場及び資材、車両置場です。

平成初期頃から作業場及び資材、車両置場として使用されていましたが、今回、所有権移転を行うため始末書を添付し農地法の許可を得るためです。

次に、一般基準ですが、本申請は所有権移転ということですが、申請面積は1,647平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保については、自己資金にて賄う計画となっております。

貯水、排水については発生せず、雨水については自然浸透となっております。

この計画を隣接耕作者に聞きに行ったところ、自身が耕作を始める前から事業を営んでいるので特に問題ないとのことでした。

よって、隣接農地の営農状況に支障をきたすことはないものと思われます。

また、申請地は農振農用地ではありません。

これらのことから立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題がないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の押田勝巳委員をお願いします。

押田勝巳委員 押田です。

ここ、現地に行って、申請人に会って話を聞いてきました。

前から違反転用をしているということで、仕事は続きで、だんだん最近増えてきたみたいで、仕事じゃ仕方がないのじゃないかなとは思っているのですが、始末書一つで、はい、そうですかというのも余り気持ちは良くないですけどもね。

それともう一つ、後で気がついたのですが、ここ入るのに公道がないのですよね。

私というか、私道というか、同意書か、承諾書をもらわなくていいのかなと思っているのですが、その辺聞きたいなと思っています。

笠井会長 その辺は、事務局は。

事務局。

事務局 この道路は法定外公共物の赤道となっておりますので、白井市が管理しています。その道路から当該申請地に向かってT字路を左折しますが、その途中までが建築基準法の道路になっている状況です。

本件の農地転用申請にあつては、資材置場の計画であり建築物の設置ではないため道路要件までは求められないと考えます。

また、申請地付近には様々な用途の構造物等が見受けられますが、他法令での対応となりますので本件申請からは切り離して考えております。

委員から質問がありましており、現状の道路形態はありますが、それぞれの地権者や通行者等の合意の下に私有地を利用している状況であり、公道としての位置付けは申請地に向かう途中までとなっています。

押田勝巳委員 では、農業委員会としては結局、申請地があつて、置場にできるかできないかとい

うことだけ考えて、その道路については、ああだこうだ言う必要はないということですね。

事務局　そうですね。

押田勝巳委員　では、そうすれば新しくここで地目変更になると思うのですけれども、農地から。この場合、県のほうから何か言われたいのかな。

事務局　農地の地目変更に関しての道路の接道要件というのは、切り離して考えるべきところですよ。

押田勝巳委員　ないですか。

事務局　例えば、分かりやすく言えば、農地は袋地とか、結構あちこちにありますから、そういうところを道路がついているのか、いないかで判断すべきではなく、農地としての現況から転用の可能性を見るべきだと思います。

押田勝巳委員　農地の場合は前からの土地利用ということで、許可は下りますけれども、農地じゃなくて置き場ですからと思ったのですよ。

でも、ここで話し合う必要はないということですよ。

事務局　そうですね。

押田勝巳委員　質疑にいきましょう。

分かりました。

以上です。

笠井会長　ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ありませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長　賛成多数です。

議案第1号　農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第2号　生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局　事務局の今井です。

2ページを御覧ください。

議案第2号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について。

下記のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願がありましたので提出いたします。

令和5年6月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、名内字新山の1筆です。

地目、現況とも畑。

地積は8,174平方メートル。

申請人は記載のとおりでございます。

申請理由は生産緑地解除申請の為でございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので審査班長の報告はございません。

地区担当員の補足説明はございます。

最適化推進委員の小松隆夫委員お願いします。

小松隆夫委員 推進委員の小松です。

家族の方にお話を伺いました。

申請人の方は、約3年ほど前までは熱心に農作業に従事していたのですが、資料にあるような病気になり、現在通院しながら自宅療養中とのことでした。

また、家族の者も農作業ができる状態の方がいないということでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について、承認することに可決します。

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、
を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局の今井です。

それでは3ページを御覧ください。

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。
白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の買取りのあっせんの依頼
がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和5年6月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字清水口の1筆です。

地目は畑、現況も畑です。

面積は2,132平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は生産緑地解除申請の為でございます。

2番、根字清水口の1筆及び木戸前の1筆です。

地目は畑、現況も畑です。

面積は2筆合計で5,530平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は生産緑地解除申請の為でございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので審査班長の報告はご
ざいませぬ。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号
生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者
の有無について確認をいたします。

1番について、買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

笠井会長 議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、

1番、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

2番について、買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

笠井会長 議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、
2番、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局の今井です。

4ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第7号の規定により専決処分をしたので、これを報告いたします。

令和5年6月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

5ページを御覧ください。

農業法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

専決のほうは以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、左の表紙ですね。

報告・協議事項等の（2）その他、7月の事前審査会、総会の日程について。

申請の締切日が6月22日木曜日。

事前審査会が6月29日木曜日。

第2班、午前9時から、本庁舎2階、災害対策室1になります。

総会につきましては7月6日木曜日。

午後4時から、東庁舎1階、会議室101になります。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人